

アクション・プランの一体的な実施に係る提案書

久留米市ジョブプラザ（仮称）の設置

I. 地域の雇用を取り巻く状況認識

（１）地域の雇用状況

- ① 全国的には一定回復傾向にあるが、有効求人倍率は県内でも低位である。
- ② 若年者の就職内定率も低い状況である。
- ③ 失業を理由とする生活保護受給世帯が急増している。

（２）地域の就労支援の状況

●就労支援機関

〔福岡県〕

- ① 福岡県若者サポートセンター（ジョブカフェ事業）の支所「筑後ブランチ」事業
- ② 福岡県若者サポートステーションの出張相談事業（ニート等への就労支援）
- ③ 福岡県中高年就職支援センターの出張相談事業（求職者総合支援センター内で実施）

〔久留米市〕

- ④ 久留米市求職者総合支援センターを設置
市の生活相談支援とハローワークの職業相談員・求人端末機配置など国と一体的な運営による就労支援を実施（緊急雇用創出基金事業）
- ⑤ 市生活保護課に就労支援員を配置
- ⑥ 母子自立支援センターを設置（県と市が共同で実施…民間委託）
- ⑦ 障害者就労支援事業を実施（市が NPO 法人に委託する事業）
- ⑧ 男女平等推進センターの女性就業相談

●その他就労支援事業

国・県・市（各就労支援機関主催含む）による合同会社説明会や就労支援セミナー等の実施

（３）課題

- ① 各就労機関は、就職活動スキルアップなどの個別支援によるミスマッチの解消を図っているが、設置場所が分散しており、求職者のニーズに対応した的確な支援が行われていない。

★ 求職者総合支援センター内で出張相談を実施する中高年就職支援センターについては、連携の効果が高く、就職率は 8 割程度である。

※若者サポートセンター筑後ブランチの就職率は 2 割程度

- ② 求職期間が長期に亘る求職者においては、自己の職業スキルと求人条件とのミスマッチに対する現状認識の不足等から、就職活動を継続する行動力やモチベーションの低下が見られ、さらには、雇用保険や第二セーフティネット（基金訓練等）終了に伴う生活不安等から、生活保護に至るケースが見られる。
- ③ 久留米市求職者総合支援センターは緊急雇用創出基金事業を財源に実施されており、平成 23 年度末で終了する。

II. 就労支援機関を併設する「久留米市ジョブプラザ（仮称）」の設置

こうした状況を踏まえ、久留米市では、求職者総合支援センターを継続（設置）し、併せて県の就労支援機関を併設し、地域における総合的な就労支援の強化充実を図り、もって求職者の早期就業を図るなど自立支援を促進することを目的とする「久留米市ジョブプラザ（仮称）」の設置案を提案する。

（1）久留米市ジョブプラザ（仮称）基本的な考え方

～求職者総合支援センターを中心とした個別就労支援の実施～

① 求職者総合支援センター事業の継続

求職者総合支援センター事業を継続し、求職者の就労や生活に関する支援を行う。

② 求職者総合支援センターに就労サポーターを配置

求職者総合支援センターに就労サポーターを配置し、特に求職期間が長期に亘る求職者等に対しては、個別カウンセリング等による就職活動を継続する行動力やモチベーション維持などの就職活動支援を行う。

③ 県の就労支援機関の求職者総合支援センター内への併設

併せて、県等の対象者別就労支援機関の内、ハローワーク職業紹介機能との連携を図ることで、求職者の就職効果が望まれる●若者しごとサポートセンター●中高年就職支援センターの2機関の窓口を求職者総合支援センター内に併設する。

なお、その他の母子、女性、障害者、ニート（若者サポートステーション）等の就労支援機関は、一般求職者と混在した相談窓口の利用には抵抗を感じる利用者も多いため、それぞれの就労機関における求職者のニーズや状況に応じ、求職者総合支援センターとの有効な連携システムを構築する。

（2）久留米市ジョブプラザ（仮称）における就労支援のスタンス

- ① モチベーションの向上（個別サポートによる就職活動の継続）
- ② 個別支援によるミスマッチの解消（雇用され得る能力の習得）
- ③ 関係機関の就労支援との連携
（合同会社説明会、就労支援セミナー等の活用連携など）

（3）久留米市ジョブプラザ（仮称）の設置時期

基金事業を財源とした現在の求職者総合支援センターが終了する平成 23 年度を設置の準備期間とし、支援の継続が行えるよう平成 24 年度当初の設置を目指す。

（4）久留米市ジョブプラザ（仮称）の設置場所

生活相談支援との連携・効果の面や利便性から市役所、中心市街地で検討中。

久留米ジョブプラザ（仮称）実施体制（案）

